

牧之原市被災者生活再建支援金 Q&A

Q1 この支援金は、どのような制度ですか？

A1 国の生活再建支援金制度による支援が受けられない「半壊」または「準半壊」の世帯を支援するため、市が独自に設けた制度です。

Q2 窓口に世帯主が行くことが出来ない場合、代理で申請できますか？

A2 世帯主の本人確認書類（運転免許証等）をご持参いただくことで代理申請が可能です。

Q3 単独世帯と複数世帯を決める基準日はいつですか？

A3 災害発生時（9月5日）の世帯員数となります。（罹災証明書に記載の世帯員）

Q4 世帯主が死亡した場合でも支援金を申請できますか？

A4 災害発生時に同じ世帯にいた世帯員が申請できます。全ての世帯員が死亡された場合は申請できません。

Q5 現在、仮設住宅（公営住宅の一時入居を含む）に入居していますが、申請できますか？

A5 仮設住宅への入居または公営住宅の一時住居のみを理由とした申請はできませんが、退去時に支給要件に該当する場合に申請できます。なお、仮設住宅に入居している場合であっても、被災住宅を修理する場合は、その時点で申請できます。

Q6 住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）を申請していますが、この支援金も申請できますか？

A6 申請できます。都市住宅課から送られた「応急修理実施連絡書」の写しまたは修理見積書の写しを添付してください。

Q7 災害発生後、市内のアパートで暮らしているため、賃貸の区分で申請しようと思いますが、申請期間内に市内に住宅を建設または購入した場合は、2回支援金を受け取れますか？

A7 賃貸の区分で申請し、支援金を受け取った後、「建設、購入、補修」のいずれかに該当する場合は、申請期間内であれば再度申請いただくことができます。ただし、支給金額は、「建設・購入・補修」と「賃貸」との差額となります。